

東京都中小企業制度融資「災害緊急」の開始について

平成23年3月11日(金)に発生いたしました東日本大震災により被災された皆さまに対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

当金庫の地区(事業区域)において被害を受けられた方を対象とし、事業の再建に必要な資金のための東京都中小企業制度融資の取扱いを開始しましたのでお知らせいたします。

| | |
|-----------|--|
| 商品名 | 東京都中小企業制度融資「災害緊急」 |
| 取扱期間 | 平成25年3月29日(金)までに融資実行可能なものに限りです。 |
| 資金使途 | 運転資金・設備資金(事業の再建に必要な資金も含む) |
| お申しいただける方 | <p>次のいずれかに該当する中小企業者等 〔災害緊急Ⅰ〕 次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。 (1)次のいずれにも該当すること。 ア 特定被災区域内に事業所を有すること。 イ 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により当該事業所等に損害を受けたこと ウ イについて、区市町村長等の証明(経産政令第2条第1項の証明)を受けたこと。 (2)次のいずれにも該当すること。 ア 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第2項第1号の緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示された区域内に事業所を有すること。 イ アについて、区市町村長等の証明(経産政令第2条第1項の証明)を受けたこと。 〔災害緊急Ⅱ〕 次の(1)から(3)を全て満たすもの (1)特定被災区域内に事業所を有すること。 (2)震災前から継続して事業を行っている者であって東日本大震災に起因してその事業に係る当該震災の影響を受けた後、売上高等の減少が生じており経営の安定に支障が生じていること。 (3)(2)について区市町村長の認定(東日本大震災法第128条第1項第1号の認定)を受けたこと。 〔災害緊急Ⅲ〕 次の(1)から(3)を全て満たすもの (1)特定被災区域外に事業所を有すること。 (2)特定被災区域において事業を行っている東日本大震災発生前からの取引先事業者が東日本大震災に起因する店舗の閉鎖、事業活動の縮小等を実施していることにより、売上高等の減少が生じており、経営の安定に支障が生じていること。 (3)(2)について区市町村長の認定(東日本大震災法第128条第1項第2号の認定)を受けたこと。 〔災害緊急Ⅳ〕 次の(1)から(3)を全て満たすもの (1)特定被災区域外に事業所を有すること。 (2)東日本大震災に起因する、特定被災区域内の消費者の需要の減少、特定被災区域外の取引先事業者の事業活動の停止等、取引先からの契約解除等、又はイベント自粛により、売上高等の減少が生じており、経営の安定に支障が生じていること。 (3)(2)について区市町村長の認定(東日本大震災法第128条第1項第2号の認定)を受けたこと。</p> |
| ご融資金額 | ・2億8,000万円以内(無担保8,000万円以内) ※平成23年度以降の「災害緊急」の既往融資残高を含める。 |
| ご融資期間 | ・10年以内(据置期間2年を含む)元金均等返済 |
| ご融資利率 | ・貸付期間に応じて次の利率 3年以内 1.5%以内、3年超5年以内 1.6%以内、 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 (各固定金利) |
| 担保・保証人 | ・法人では代表者、組合では原則代表理事、個人事業主は原則不要 ・東京信用保証協会の保証を要し、担保は必要に応じて必要となります。 (8,000万円超は原則担保が必要) |
| 保証料 | ・0.4%～0.7%、東京都が保証料の1/2を補助します。 |
| 印紙代 | ・ご契約に当たっては、所定の印紙代をご負担いただきます。 |
| ご用意いただくもの | <p>・以下の書類をご用意ください。 ①信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書(融資あっ旋用)各1部 ②個人情報の取扱いに関する同意書 2部 ③決算書(個人の場合は所得税申告書)の写し(原則直近2期分)2部 ④原則として、事業税又は法人税(個人は所得税)の納税証明書 1部 ⑤法人の場合は商業登記簿謄本 1部 ⑥申込人及び連帯保証人の印鑑証明書 各1部 ⑦区市町村長等が発行する「り災証明」または「認定書」 1部</p> |

※詳しくはお近くの支店窓口にお問合せ下さい。

※審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。